

- 一 名称
株式会社トラストエージェンツ
- 二 主たる事務所の所在地
東京都大田区蒲田五丁目十五番八号
- 三 適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章４に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百八十号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項及び第四十八條の十二第二項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第四十七條の九第四項において準用する第四十一條の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七條の九第三項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 二 運輸規則第四十八條の四第一項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 三 講習の種類等
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項及び第四十八條の十二第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 四 運輸規則第四十八條の十二第二項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七條の九第三項、第四十八條の四第一項、第四十八條の五第一項及び第四十八條の十二第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
- 運輸規則第四十八條の五第一項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習

○国土交通省告示第千二百八十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の規定に基づき国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十二月四日に次のとおり認定したので、第十八條第四項において準用する第十二條の十一第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十九日

国土交通大臣 太田 昭宏

- 一 貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八條第三項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 二 安全規則第二十三條第一項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 三 講習の種類等
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 四 安全規則第三十一條第二項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八條第三項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及び第三十一條第二項の運行に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第千四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
- 安全規則第二十四條第一項の規定による講習
- 1 名称
株式会社鶴岡自動車学園
- 2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号
- 3 講習の種類
基礎講習及び一般講習

○東北地方整備局告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八條の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十九日

東北地方整備局長 小池 剛

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四十五号
- 三 指定する道路の部分
区 間 敷地の幅員 延 長
八戸市大字十日市宇上谷地四番四から同市大字十日市宇長根 四三・八四〜六七・五九〇・一八三番一まで
- 四 指定する期日 平成二十五年十二月十九日

- 関東地方整備局告示第百五号
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
- 平成二十五年十二月十九日
- 関東地方整備局長 深澤 淳志

- 一 登録番号
関東地方整備局長 23
- 二 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社安心確認検査機構
- 三 (1) 評価の業務を行う事務所所在地の変更

- 変更前
茨城県つくば市今泉二百二十八番地三
- 変更後
茨城県つくば市二の宮 丁目1番地3
- 変更年月日
平成二十五年十一月二日

2 主たる事務所の所在地
山形県鶴岡市西新斎町六番三四号

3 講習の種類
基礎講習

○環境省告示第百一十一号
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の規定に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の一般拠出金率（平成十八年環境省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十九日
環境大臣 石原 伸晃

本文中「平成十九年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、「千分の〇・〇五」を「千分の〇・〇二」に改める。

附則
この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

↑
平成26年4月1日から、
一般拠出金率0.02/1000へ。